

富士見市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）新旧対照表（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>3 給水人口は、<u>113,000人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>35,600立方メートル</u>とする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p> <p>（業務状況説明書の提出）</p> <p>第7条（略）</p> <p>3 天災その他<u>やむを得ない</u>事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出できなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。</p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条（略）</p> <p>3 給水人口は、<u>108,000人</u>とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>43,300立方メートル</u>とする。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者_____の権限に属する事務を処理させるため、建設部を置く。</p> <p>（業務状況説明書の提出）</p> <p>第7条（略）</p> <p>3 天災その他<u>やむをえない</u>事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出できなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。</p>